入林届 (鳥獣の捕獲等のための入林届)

(宛先)	接受印
西都児湯森林管理署長 殿	
(宛先、提出先については、別添の入林届提出先一覧表を御参照ください。)	
鳥獣の捕獲等を実施するため、下記期間に、西都児湯森林管理署	が答衅する国有林野へ
局部の捕獲等を表施するため、下記期间に、 <u>四部先後林林自理者</u>	が目睛りる国有作野へ

人体したく以	「のとおり	甲請しよ	. 9 0									
申請年月日	左	F 月	月									
入林予定の場	所 国有林	木野名								捕獲対象	鳥獣名	
(出来るだけ	詳									及び捕獲	5方法	
細に記載し	7								()
ください。									□ 銃器	品 □ 網	□わ	な
入林の期間		自 年	F 月	日	至	年	月	日				
入林の目的	□狩狮	鼡 □個位	本数調團	整 □有	宇害鳥	獣捕獲						
	□指短	定管理鳥兽	犬捕獲等	等事業								
	(拍	甫獲個体の)放置@	の予定	□有	□無)					
		友間銃猟の)予定		□有	□無						
	□その	の他 ()
所属団体名												
または氏名(やまおり線)												
この点線で折り)、接受印	Jの押され					見やす	- い場	所に掲	示してく	ださい	0
なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示してください。												
	氏名		TEL及びFAX番号									
申請者	住所		メールアドレス									
	狩猟者登	·猟者登録番号										
	氏	名	住所			TEL.	及UF	`AX番-	号	メール	アドレ	·ス
緊急連絡先												
(*1)												
チェックしてください。												
\downarrow												
1 安全のための遵守事項を読み理解しました。												
2 立入禁止区域図を入手し、理解しました。 □												
3 森林管理署等職員の現地での指導を遵守します。 □												
4 事故を起こした場合は、一切の責めを負います。 □												
5 上記を団体の構成員に伝達しました。 □ (団体届出のみ記載)												

- 1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、<u>安全のための遵守事項</u>及び<u>立入禁止区域図</u>をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。
- 2 <u>安全のための遵守事項</u>及び立入禁止区域図は、入林届提出先の森林管理署等で配布しております。また、管轄する森林管理局のホームページでも公開しておりますので、こちらから入手することも可能です。なお、各森林管理署等で配布される立入禁止区域図の範囲は、当該森林管理書等の管轄区域のみとなりますので御注意ください。

九州森林管理局URL

http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/appiy/publicsale/koubo/index.html立入禁止区域図は、年度始め(4月頃)及び猟期前(11月頃)に更新します。

また、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合もありますので、<u>入林する際は、お手</u>持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認ください。

3 団体で届け出る場合は、<u>安全のための遵守事項及び立入禁止区域図を、構成員に必ず伝達した</u> 上で申請してください。

また、別紙1の構成員名簿を提出してください。

- 4 <u>実際に入林する日が決まった場合には、入林する前日までに日時及び場所を管轄する○○森林</u> 管理署等に電話、FAX、電子メールのいずれかの方法により御連絡ください。
- 5 入林される際は、安全のため、<u>この用紙を点線で折り、接受印の押された面を上にして、</u> <u>車両の見やすい場所に掲示</u>してください。なお、<u>複数の車両で入林する場合は、この用紙の</u> 写しを車両ごとに掲示してください。
- 6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、<u>別紙2の注意喚起看板を車体の側面等の見やすい場所に掲示</u>してください。なお、<u>複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示</u>してください。
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業 計画を合わせて提出してください。なお、入林届を提出する際に都道府県知事の確認が得られて いない場合は、確認が得られ次第提出してください。

以上のことを十分理解いただけましたら、<u>以下のチェックボックスにチェックをして、この入</u> 林届を別添の入林届提出先に、○業務日以前の勤務時間内に提出してください。(*2) なお、直接持ち込みいただいた際に、勤務時間外又は留守の場合は、森林管理署等の郵便受に投 函してください。

- *1 団体が申請する場合は、平日の日中に連絡が可能な構成員2名を記載してください。
- *2 例えば「3業務日以前」とした場合には、日曜日に入林しようとする場合、前の週の水曜日の勤務時間内までを指します。

水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	日曜日
3	2	1	_	入林予定日

提出期限

入林届提出先一覧表

宛先	住所	電話及びFAX	メールアドレス	
宮崎森林管理署	〒880-0844	TEL 0985-29-2311	Ky_miyazaki@maff.go.jp	
	宮崎市柳丸町 388-5	FAX 0985-29-2314	Ky_miyazaki@maii.go.jp	
宮崎北部	〒883-0062	TEL 0982-52-2191	V	
森林管理署	日向市大字日地屋 17371-1	FAX 0982-53-0257	Ky_miyahoku@maff.go.jp	
西都児湯	〒881-0033	TEL 0983-43-1377	V. acitalrama Amaff as in	
森林管理署	西都市大字妻 909-5	FAX 0983-43-1379	Ky_saitokoyu@maff.go.jp	
宮崎森林管理署	〒885-0035	TEL 0986-23-4566	V. misselsone is Amosts as in	
都城支署	都城市立野町 3655-1	FAX 0986-25-2603	Ky_miyakonojo@maff.go.jp	
宮崎南部	〒889−2535	TEL 0987-25-1115	V :	
森林管理署	日南市飫肥 5-3-45	FAX 0987-25-1117	Ky_miyanan@maff.go.jp	
九州森林管理局	〒860-0081	TEL 096-328-3542	V. kanni Amaff an in	
(県外の国有林)	熊本市西区京町本町2番7号	FAX 096-353-1965	Ky_kanri@maff.go.jp	

[※] なお、ホームページの立入禁止区域図は、森林管理署別となりますのでご注意下さい。

西都児湯森林管理署及び管内森林事務所の連絡先

宛先	住所	電話及びFAX		
元初 旧泪木壮笠加盟	〒881-0033	TEL 0983-43-1377		
西都児湯森林管理署	西都市大字妻 909-5	FAX 0983-43-1379		
1. 次1. 本 1. 古 改 (〒881-0101	TEL 0983-45-1191		
九流水森林事務所(合同)	西都市大字三納 10576	FAX (同じ)		
札之元森林事務所(合同)	〒881-0101	TEL 0983-45-1011		
化之儿林怀事练房 (百円)	西都市大字三納 10576	FAX (同じ)		
木城森林事務所	〒884-0103	TEL 0983-32-2205		
	児湯郡木城町大字川原 823-4	FAX (同じ)		
鵜懐森林事務所	〒884-0104	TEL 0983-39-1174		
特 表林小子伤月	児湯郡木城町大字石河内 431	FAX (同じ)		
郑 典木壮東改元	〒889−1201	TEL 0983-25-3314		
都農森林事務所	児湯郡都農町大字川北 3602-6	FAX (同じ)		
川南森林事務所	〒889−1301	TEL 0983-27-0049		
川田林小事物別	児湯郡川南町大字川南 13679-32	FAX (同じ)		

安全のための遵守事項

鳥獣の捕獲等を目的として入林される皆様へ

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対に事故を起こさないよう御注意願います。

記

1 立入禁止区域(作業予定区域及びその周辺区域等)については、入手した立入禁止区域 図等により、その位置を確認するとともに、立入禁止区域内への立入り及び発砲を行わな いでください。なお、事業の変更に伴い立入禁止区域図を変更する場合もありますので、 入林する際は、お手持ちの立入禁止区域図が最新かどうか御確認ください。(立入禁止区 域図は、九州森林管理局のホームページからも入手できます。)

立入禁止区域には、現地に「立入禁止」「発砲禁止」「銃猟禁止」等の標識を設置しています。また、立入禁止区域がある林道入口等には、「〇km 先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで表示しています。

- 2 「入林届」の写しを、車両ごとに車内の見やすい場所に掲示してください。 銃器による野生鳥獣の捕獲等を実施する場合は、「注意喚起看板」を車両ごとに車体の 側面等の見やすい場所に掲示してください。
- 3 国有林内での鳥獣の捕獲は、できるだけ作業をしていない土・日・祝日に実施されるようお願いします。実際に入林する日が決まった場合には、前日までに、日時及び場所等を管轄する西都児湯森林管理署等に御連絡ください。特に、土・日・祝日以外に実施される場合は、必ず連絡してください。
- 4 他の森林管理署等の管内に入林する場合は、当該森林管理署等においても同様の入林の 手続をしてください。
- 5 一般の方が入林している場合がありますので十分御注意願います。
- 6 林道を通行する場合には、徐行運転をするなど、交通事故防止にご協力ください。また、 火気に注意し、山火事予防に御協力ください。
- 7 入林に当たっては、落石、滑落、なだれ(その他考えられる災害)等の危険箇所に関す る情報を把握し、これら災害に十分注意してください。
 - なお、入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、西都児 湯森林管理署では責任を負いませんので十分御留意願います。
- 8 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法(誘引して定点から射撃する方法等)により捕獲するようにしてください。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認してください。
- 9 その他、県から配布される「鳥獣保護区等位置図」に記載されている注意事項を守ってください。

西都児湯森林管理署長

(別紙1)

鳥獣の捕獲等のための入林届の注意事項3に基づき、構成員名簿を提出します。

所属団体名:

氏 名	狩猟者登録番号
	1

氏 名	狩猟者登録番号
	<u>i</u>

野生鳥獣の 捕獲等実施中 林時注意

【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応を お願いします。

記

一般的な事項について

- ○入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してく ださい。
- ○悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。
- ○当森林管理署等職員が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には入林届を携行するとともに、森林管理署等職員の指示に従ってください。 車両を使用して入林する場合には、入林届をダッシュボードなどの見える位置に置いてください。
- ○立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。
- ○国有林内での火気の取り扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨て は行わないでください。
- ○ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。
- ○林道のゲートや鍵は絶対に壊さないでください。(※器物損壊罪が適用される場合があります。)
- ○動植物の保護に御協力ください。

その他

- ○立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合、許可が必要です。無断でこれらの 行為を行った場合には法により罰せられることがあります。
- ○万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、御了承ください。

特記事項

※車両により入林される方、複数人での入林を計画されている方、調査等を 目的として入林される方は裏面も御覧ください。

車両により入林される方へ

林道は道幅が狭い上、見通しも悪く、落石や土砂崩れなど危険の恐れがありますので、 次の事項を遵守し、通行願います。

- ・林道を運転される場合は、スピードを落として安全運転をお願いします。
- ・カーブは徐行し、クラクションを鳴らすなど、出会いがしらの衝突に注意するととも に、昼間でもヘッドライトを点灯するなど、対向車に注意しながらの運転に努めてく ださい。
- ・林道上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待 避所・車回し場所等に駐車してください。
- ・林道の安全が確保できない場合や、当署等の事業実行に支障がある場合はゲートを閉鎖・施錠しています。通行禁止となっている林道には、絶対に車両を乗り入れないでください。

複数人での入林を計画されている方へ

- ・参加者の安全には十分配慮し、事故等が発生しないよう気をつけてください。
- ・参加者に万一事故が発生した際のことを考慮し、緊急時の体制を整えてください。

調査研究活動等を目的として入林される方へ

- ・調査研究用試料等の採取を行う場合には、必要最小限度に留めてください。なお、高 山植物等の採取を行う場合には、別途申請書を提出してください。
- ・調査中は森林管理署等へ入林届をして調査していることが第三者にわかるように表示してください。特に一般の方の立ち入りを禁止している場所で作業する際は、標識や腕章等を用いて、承諾を受けていることがわかるようにし、第三者が入り込まないような対応をお願いします。
- ・使用した機材、標識等は、調査研究活動が終わり次第撤去してください。